

第 1 編 現況と課題

第1章 計画策定の趣旨

1. 趣旨と背景

「緑」は、美しい景観を形成し、野生生物の生息環境を確保するとともに、大震火災時における防災性の向上や、*ヒートアイランド現象を緩和、市民が身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となっています。また、「緑」によって実感される四季の変化は、我が国固有の文化形成に重要な役割を担ってきました。

このように、「緑」は快適で安全な生活を実現する上では必要不可欠なものです。しかしながら、戦後の急速な経済成長の過程で、都市部では急激な市街地の進展に伴って良好な自然環境が減少してきました。このため、都市における緑を回復、保全し、都市の均衡ある発展を図りながら、自然と人間が共生する緑豊かな都市を形成することが強く求められています。

このような中、平成6年に都市緑地保全法が改正され、都市における緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うため、国は市町村に緑に関する計画の策定を求めています。

熊本市は、地下水と緑に恵まれ、豊かな自然の中で、重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。この美しく豊かなふるさとの環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことは本市の重要な使命であると考え、昭和47年には「森の都宣言」を決議しました。そして、戦後の急激な緑の減少に対処するために、市民の総力を結集して緑の保全と緑化の推進に努めてきました。

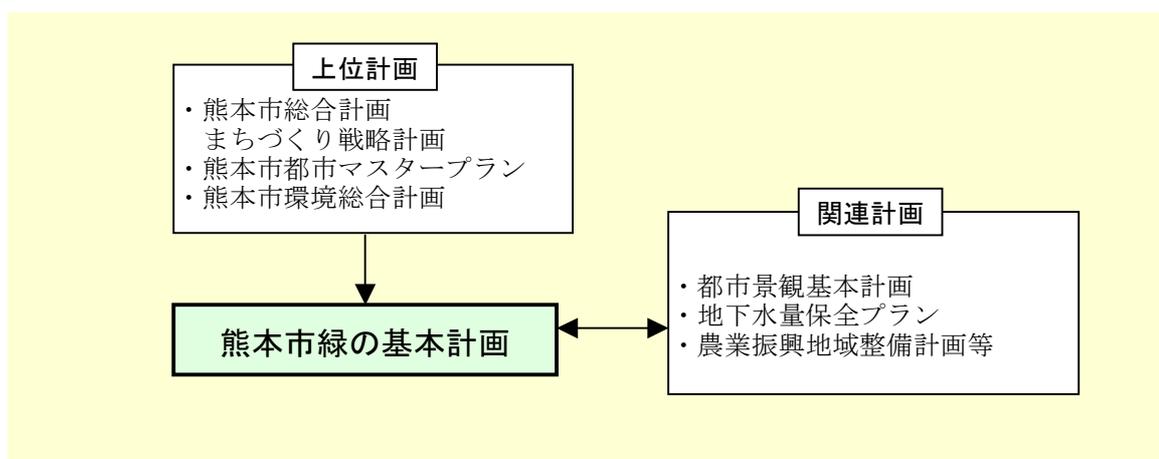
しかしながら、近年では、都市化の進展と生活様式の多様化等により、恵みの地下水の将来があやぶまれる等、自然環境の保全は重要な課題となっています。そのため、本市は、平成7年に「環境保全都市」を宣言し、市民と認識を一つにしているところです。また、阪神淡路大震災をきっかけとして、災害に強い、安心して暮せるまちづくりに対する関心も非常に高まっています。こうした状況を踏まえ、市民、事業者、行政との適正な役割分担の下に、市民の視点に立って、緑の保全、創出、活用に関する施策をより総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

この計画は、本市の生命線である水と緑の保全や新たな緑と*オープンスペースの確保についての指針となるものであり、後世に向けた「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するために策定するものです。

2. 位置づけ

この計画は、熊本市と市民が一体となって取り組む、緑豊かなまちづくりの指針となるものです。

熊本市総合計画や熊本市都市マスタープランの緑部門の計画であるとともに、都市景観基本計画等の関連する計画と整合した、本市の緑と*オープンスペースに関する総合計画です。



3. 内容

この計画は、熊本市の緑の特性と現況を把握した上で課題を整理しています。

そして、緑の将来像や目標を設定し、それを実現するための緑地の保全や都市公園整備をはじめとする緑化推進の施策を示しています。

4. 期間

計画の目標年次は、平成 37 年度（西暦 2025 年）とします。

計画の進捗状況を段階的に把握するとともに、今後の社会情勢や動向等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行っていきます。

5. 緑地の定義

緑の基本計画で取り扱う「緑（緑地）」は、公共施設等として管理される施設緑地と、法律等による持続性の高い地域制緑地の2つに分けられます。施設緑地には都市公園や学校の植栽地といった公共施設緑地や寺社境内地といった民有地緑地があります。地域制緑地には自然公園や保安林等の法律によるものや条例、協定によるものがあります。

これらを整理すると、概ね次のように分類されます。

